

監査役に対する訴え提起請求書

令和8年8月10日

東京都江東区豊洲三丁目2番24号
SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直幸 殿

請求株主

前 俊守

〒107-0052

東京都港区赤坂4丁目1-1

ビステーション赤坂6階 松下法律事務所
(連絡先)

電 話 03-6234-4113

FAX 03-6234-4195

上記請求株主代理人弁護士	松 下 知 輝
同	伊 部 隆 登
同	川 合 佑 典
同	田 中 大二郎

当職らは、貴社の株式を6か月前から引き続き保有する株主である前俊守の代理人弁護士として、下記の通り請求致します。

記

第1 請求の趣旨

- 1 三谷総雄、西山靖及び岡田憲治は、SAAFホールディングス株式会社に対し、左奈田直幸、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子、仲間一紀及び松場清志と連帯して15億7155万1200円及びこれに対する令和8年3月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 三谷総雄、西山靖及び岡田憲治は、SAAFホールディングス株式会社に対し、左奈田直幸、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子、仲間一紀及び松場清志と連帯して1億8900万円及びこれに対する令和8年5月13日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。



受付通番：G02365421000100000 号

第2 請求を特定するのに必要な事実

1 当事者

三谷総雄、西山靖及び岡田憲治（以下総称して「本件監査役ら」といいます。）はSAAFホールディングス株式会社（以下「貴社」といいます。）の監査役に、それぞれ令和7年6月24日から令和8年6月29日までの間就任していたものです。

2 株式会社Schooの株式の取得（請求の趣旨「1」について）

貴社は、令和8年3月13日開催の取締役会において、株式会社Schoo（以下「Schoo」といいます。）と資本業務提携に関する覚書を締結し、Schooとの間で資本業務提携に向けた協議を開始することを決議しました。

その後、貴社はSchooの主要株主であった[REDACTED]（以下「[REDACTED]氏」といいます。）から以下の通り株式取得を行っています（以下「本件Schoo株式取得」といいます。）。

約定日	取得株数	取得単価	取得価額総額
令和8年3月16日	1,249,200株	798円	996,861,600円
令和8年3月26日	1,144,800株	502円	574,689,600円
	合計		1,571,551,200円

本件Schoo株式取得の対価は合計15億7155万1200円であり、貴社は売買手数料、各種専門家費用等も負担したものと推測されますから、本件Schoo株式取得により貴社は少なくとも15億7155万1200円を超える支出を行っています。

本件Schoo株式取得に先立つ令和7年3月31日時点の連結貸借対照表における貴社の総資産額は169億9805万6000円であり、純資産額は28億4337万9000円であることから、本件Schoo株式取得の対価は貴社総資産額の約9.25%、純資産額の約55.27%を占めております。貴社の財務規模からして、本件Schoo株式取得は、非常に大規模な取引であり、その実行の是非は貴社において慎重に審議・検討されるべきものです。

貴社のプレスリリース（令和8年3月13日付「株式会社Schooとの資本業務提携に関する覚書の締結に関するお知らせ」）によれば、貴社は一般社団法人デジタル人材育成学会への入会等を通じたネットワーク拡大の中で[REDACTED]氏とのコンタクトを実現し、令和8年2月に本件Schoo株式取得に関する優先交渉権契約を締結し、本件Schoo株式取得に至ったとのことですが、貴社が一般社団法人デジタル人材育成学会に入会したのが令和8年2月1日であることからすると（令和8年2月2日付「デジタル人材育成学会入会のお知らせ ～デジタル人材の育成発展に貢献し、デジタル人材不足の解消を



目指す〜)、貴社は■■■■氏とのコンタクトを実現してから1か月も満たないうちに優先交渉権契約を締結し、2か月以内のうちに、本件S c h o o株式取得を実行したことになります。本件S c h o o株式取得は、通常の株式取得取引やM&A取引と比較しても非常に短期間で行われており、また、本件S c h o o株式取得が貴社の総資産額の約9.25%、純資産額の約55.27%を支出するほどの貴社にとって大きな影響を与える取引であることを鑑みれば、極めて異例な取引と言わざるを得ません。

その後、S c h o oの株価は、令和8年8月7日の終値ベースで333円まで下落しており、貴社が本件S c h o o株式取得で取得した株式の時価は7億9720万2000円まで減少し、貴社の取得総額と比較して7億7434万9200円の含み損が生じております。本件S c h o o株式取得の貴社総資産、純資産に占める割合の大きさに鑑みれば、貴社に与える影響は甚大であると考えられます。

加えて、貴社プレスリリース（令和8年3月13日付「株式会社S c h o oとの資本業務提携に関する覚書の締結に関するお知らせ」）によれば、貴社はS c h o oとの資本業務提携を目的として本件S c h o o株式取得を企図したものと考えられますが、同プレスリリースにおいて、資本業務提携契約の締結日程は「未定」とされており、本件S c h o o株式取得から約5か月が経過した現時点においても資本業務提携契約が締結されたとのリリースには接しておりません。

資本業務提携を企図していながら、資本業務提携契約を現時点まで締結できず、かつ、上述の通り大幅な含み損を抱えることとなった本件S c h o o株式取得は、本件S c h o o株式取得の検討開始から実行までが異例なほど短期間で行われたことも鑑みれば、質・量ともに極めて不十分なデュー・ディリジェンスしかなされないまま拙速に行われたものと考えざるを得ません。

さらに、インターネット情報等によれば、貴社にS c h o o株式を譲渡した■■■■氏は、令和8年1月31日時点では貴社の株主ではなかったところ、本件S c h o o株式取得が行われたのちの令和8年4月10日時点では、貴社株式14万3200株を保有していたとのことです。かかる情報が事実であるとすれば、貴社が本件S c h o o株式取得により■■■■氏に支払った売買代金が、■■■■氏による貴社株式取得の原資に充てられていた疑いが生じ、会社資産を利用した不透明な資金の還流が行われている疑念も生じます。

加えて、貴社プレスリリース（令和8年2月5日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」）によれば、本件S c h o o株式取得に近接する令和8年2月4日に、貴社株主である前俊守（以下「前氏」といいます。）から臨時株主総会招集請求を受領し、貴社の支配権争いが生じていたことからすると、当時の取締役であった左奈田直幸、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子、仲岡一紀及び松場清志（以下「本件取締役ら」といいます。）及び監査役として適切な権限行使を怠った本件監査役らは、自らの保身のために、貴社財産を利用して本件S c h o o株式取得を行い、その資金を元手に■■■■氏に、貴社株式を取得させ、安定株主工作を図っていたのではないかとさえ考えられます。

本件取締役らによるこれら一連の行為は、会社法330条、民法644条の善管注意義務及び会社法355条の忠実義務に違反しますから、本件取締役らは貴社に対し、会社法423条1項による損害賠



償責任を負うものと考えます。

また、本件監査役らは、本件取締役らの職務執行を監査し、違法行為を阻止すべき立場にあったところ、本件取締役らによる上述の善管注意義務違反及び忠実義務違反を阻止できなかったことは、会社法330条及び民法644条の善管注意義務に違反しますから、本件監査役らは貴社に対し、会社法423条1項による損害賠償責任を負うものと考えます。

本件においては、不十分なデュー・ディリジェンス、誤った経営判断、自己保身目的等によって本件S c h o o株式取得を行ったことが窺われますから、株式取得を行ったこと自体を損害として、取得総額である15億7155万1200円の損害が貴社に生じたものと思料致します。これに加えて、貴社は本件S c h o o株式取得にかかる売買手数料や専門家費用等も負担したものと考えられますから、当該金額も損害に加わるものと考えます。

3 議決権不行使（請求の趣旨「2」について）

令和8年5月12日に開催された貴社株主（前氏）招集に係る貴社臨時株主総会において、本件取締役らは、貴社の費用で、本件取締役らに賛同することを求める委任状勧誘を行ったものと考えられますが、本件取締役らは、当該委任状につき議決権不行使としております。

委任の趣旨に合致する委任状を、意図的に不行使とすることは、会社法上予定されたものではないと考えます。本件取締役らはかかる行為により、委任状提出株主の意思を会社の最高意思決定機関である株主総会に反映することを怠り、株主総会を意図的に定足数不足に陥らせ、株主総会の開催を無益なものとしたものです。当該株主総会に関連する開催費用（貴社が負担した場合）や検査役報酬、委任状勧誘に要する費用、関連する弁護士その他のアドバイザーのコストを貴社に負担させておきながら、議決権不行使により株主総会を不成立とすることにより、これらの支出を貴社にとって何らの目的も達し得ない浪費にしたものといわざるを得ません。

本件取締役らによるこれらの行為は、会社法330条、民法644条の善管注意義務及び会社法355条の忠実義務に違反しますから、本件取締役らは貴社に対し、会社法423条1項による損害賠償責任を負うものと考えます。

また、本件監査役らは、本件取締役らの職務執行を監査し、違法行為を阻止すべき立場にあったところ、本件取締役らによる上述の善管注意義務違反及び忠実義務違反を阻止できなかったことは、会社法330条及び民法644条の善管注意義務に違反しますから、本件監査役らは貴社に対し、会社法423条1項による損害賠償責任を負うものと考えます。

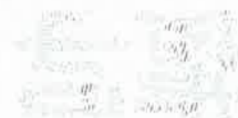
当該損害額については、貴社のプレスリリース（令和8年5月11日付「特別損益の計上に関するお知らせ」）も踏まえ、少なくとも1億8900万円は下らないものと考えます。

4 結論



よって、貴社の株主である前俊守は、会社法847条1項に基づき、貴社が三谷総雄、西山靖及び岡田憲治に対し、請求の趣旨記載の損害金及びこれに対する遅延損害金について、その責任を追及する訴えを提起されたく請求します。

以上



(付記)

差出人 〒107-0052
東京都港区赤坂4丁目1-1 ビステーション赤坂6階松下法律事務所
弁護士 松下知輝

弁護士 伊部隆登

受取人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号SAAFホールディングス株式会

代表取締役 左奈田 直幸 殿



この郵便物は令和 8年 8月10日
第13283723106号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: G02365421000100000 号

5/5 頁

